

確定申告のご準備は進んでいますか？ ～開業医のための確定申告の手引き～

年末も近づき、そろそろ確定申告の対策を考える時期となりましたが、ご準備はいかがでしょうか？令和4年分の所得税の確定申告期限は令和5年3月15日（水）、消費税は令和5年3月31日（金）です。開業医ならではの優遇税制もありますので、ポイントをピックアップしてお伝えします。

CHECK①【開業医の事業所得】

事業所得の金額は、1月から12月までの医業に関するすべての収入からすべての経費を差し引いて計算します。事業所得を計算する上で、政策上の配慮から医業に限り特別に設けられている制度として、「**租税特別措置法第26条に規定する社会保険診療報酬の所得計算の特例**」という制度があります。これは、必要経費の額に措置法差額（租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額と保険診療分の実際の必要経費の差額）を上乗せできる制度です。但し、収入金額により制限がありますので適用の可否の確認が必要です。

CHECK②【開業医の消費税】

消費税の判定や計算は複雑で間違えやすいところですので、次のポイントについて確認しましょう。

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| ①「課税事業者」と「免税事業者」の判定 | ③「一般課税方式」と「簡易課税方式」の判定 |
| ②「課税取引」「非課税取引」「不課税取引」などの判定 | ④ 消費税に関する届出の要否 |

消費税の計算に影響のあることとして、令和5年10月1日より「**インボイス制度**」が始まります。消費税の仕入税額控除の方式が適格請求書等保存方式に変わる、というものです。クリニックや関係会社においても適格請求書発行事業者の登録が必要となる場合があります。

CHECK③【医業について適用できる税制】

「**税額控除**」や「**特別償却**」という制度は、所得税をダイレクトに減らすことのできる制度です。これらのうち、医業においても適用できる制度、あるいは政策上医業のために特別に設けられている制度があります。それぞれの制度の要件を確認し、12月中に要件を満たすことができるように準備しておきましょう。

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| ① 所得拡大促進税制 | ⑤ 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度 |
| ② 高額な医療用機器の特別償却制度 | ⑥ 中小企業投資促進税制 |
| ③ 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度 | ⑦ 中小企業経営強化税制 |
| ④ 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度 | |

CHECK④【確定申告を機に検討すべきこと】

最後に、確定申告を機に検討すると良いと思われることをお伝えします。

- | | | |
|-----------|--------|--------|
| ① 医療法人の設立 | ② 事業承継 | ③ 相続対策 |
|-----------|--------|--------|

医療法人の設立については、確定申告における課税所得金額が1800万円を超えたとき、あるいは経営が好調で事業計画として分院展開を検討したいときなどが、医療法人化の良いタイミングと言えるでしょう。

事業承継や相続対策も重要な問題です。医業における後継者の問題と、承継時期及び承継方法、これらを踏まえた相続対策を日頃から意識しておくことでスムーズな承継に繋がります。専門家にご相談し、シミュレーションを含めて対策をご検討されることをおすすめします。

詳しく知りたい方は、過去のセミナーアーカイブ配信でぜひご視聴ください
「医療専門税理士がまるっと解説！医師のための確定申告のポイント 2021」



歯科衛生士の重要性

～予防歯科を国が推進、歯科衛生士の活用で増収につながる診療とは？～

近年、予防歯科に関心を寄せる方が増え、患者さんに定期的に来院してもらう「予防歯科の強化」に重点をおく歯科医院が多くなりました。さらに政府の発表により、今後3～5年の間に「国民皆歯科健診」が導入される予定です。これらのことから、お口の健康は全身の健康に大きく影響することが患者さんに広く認知をされ、予防歯科の需要拡大が予測されます。そのようななか、歯科医院のスタッフのなかでも、とりわけ国家資格を取得した「歯科衛生士」は自院の収入を左右する重要な人材となります。

しかし、多くの歯科医院で予防や口腔ケア、さらには訪問診療を重視していることも影響して、10年以上も歯科衛生士不足の状態が続いています。令和2年に厚生労働省が発表した全国の歯科衛生士の就業人数は142,760人で、離職者（未就職者）も同じく約145,000人です。求人倍率は約7,000人弱の新卒者で約20倍とも言われ、現役の歯科衛生士と合わせても約8倍となっています。このような状況から、歯科医院にとって歯科衛生士の確保は大きな課題です。

以下は、歯科衛生士が直接患者さんに接触出来る様々な診療行為です。

歯科衛生士の診療行為一例	歯科衛生士のみに算定できる診療点数対象
① 歯周疾患・予防処置 (歯周ポケット検査、歯石除去、P重防、SRP、SPT)	○
② TBI (ブラッシング指導)	○
③ 訪問診療・介護時における口腔衛生管理 (洗口液、液体ハミガキ等、舌ブラシによる口腔内清掃)	○
④ 口腔筋機能訓練、摂食・嚥下機能訓練	○
⑤ フッ素塗布等の齲蝕予防および抑制	○
⑥ 印象採得、修復物の研磨	○
⑦ PMTC(自費)	
⑧ MFT(自費)	
⑨ オフィスホワイトニング(自費)	
⑩ 器具の滅菌消毒、チェアサイドアシスト、カウンセリング、 歯科材料の仕入れ・在庫の管理、後輩スタッフの教育・指導 など(その他業務)	

歯科衛生士の仕事は多岐に渡りますが、上記の1から6は保険診療点数や加算点数(歯科衛生士のみに算定できる診療点数)があります。技工料も材料費も掛からないので高い利益率を維持できます。歯科衛生士の予防処置によって歯科医師が関与しない医業収入を得られ、採算性の高い歯科医院経営が可能となります。実際に予防歯科にシフトした歯科医院では一人月100万円以上の売上げを上げる歯科衛生士が存在することも確かです。また保険歯科診療においては、一人以上の歯科衛生士の在籍が求められる施設基準があります。例えば、「外来環」(「歯科外来診療環境体制加算」)では、初・再診時の点数増加、「か強診」(厚生労働省が制定した「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」)であれば加算項目が増えるなど歯科衛生士の存在により増収につながる診療となります。

自院の現状はいかがでしょうか。歯科衛生士は足りているでしょうか。

予防歯科を新たに始める場合は、衛生士は欠かせません。次回のコラムでは、歯科衛生士の就業状況と募集方法を解説します。



—— 歯科衛生士のコラムは次号へ続きます ——

TH Picks for Doctorは、医師のお役に立つような医業経営情報をお届けいたします。
2022年9月より発行開始しました。今後ともよろしくお願いいたします。

<https://www.ht-hms.co.jp>

本郷メディカルソリューションズ 検索

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28 階

【お問い合わせ】 ☎ 0120-016-705 (受付時間) 9:00～17:30 ※土日・祝日・年末年始除く

TH Picks For Doctor 2022.11 月号

発行日：2022 年 11 月 1 日

発行元：本郷メディカルソリューションズ株式会社

